

## 各種支援制度

### ■ 持続化給付金

経済産業省では、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します。

#### ▶ 給付額

法人 **200** 万円 個人事業主 **100** 万円  
昨年1年間の売り上げからの減少分が上限

#### ▶ 支給対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者  
※制度の詳細は変更となる場合がありますので、詳しくは経済産業省ホームページまたは相談ダイヤルでご確認ください。

#### ▶ 相談ダイヤル（午前9時～午後5時）

中小企業 金融・給付金相談窓口

**☎0570・783183**

### ■ 労働者の休業への支援

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けるすべての労働者が安心して働くことができるように幅広い支援を行っています。

#### ▶ 小学校休業等対応助成金

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金

#### ▶ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度の一部要件が緩和されました。

その他の支援は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

### ■ セーフティネット保証制度

セーフティネット保証制度とは、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。民間金融機関で保証付き融資を申し込む場合、本店所在地の市町村長の認定が必要となります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、時間的に一部要件が緩和されました。

申請については、民間金融機関にご相談のうえ、商工観光課へ申請書等を提出してください。

☎ 商工観光課 ☎ 581・2121内線452)

### ■ 一時的な資金の緊急貸付

都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金にお悩みの方々に向けた緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

相談は、予約制となります。電話でお問い合わせください。

☎ 寄居町社会福祉協議会 ☎ 581・8523)

### 特別定額給付金（仮称）事業について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一人当たり10万円の現金給付が実施されることになりました。（4月20日現在）

#### (1) 給付対象者

基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者

#### (2) 給付額

給付対象者1人につき **10** 万円

#### (3) その他

感染拡大防止の観点から給付金の申請は、郵送やオンラインでの申請を中心とし、原則として申請者（世帯主）の本人名義の銀行口座への振込みとなる予定です。事業の詳細については下記コールセンターまでお問い合わせください。

コールセンター（総務省）

**☎03・5638・5855**

対応時間：午前9時～午後6時30分  
（土・日・祝を除く）

☎ 総合政策課 ☎ 581・2121内線462)

## 新型コロナウイルス感染症関連情報

－町民の皆さまのご協力に感謝します－



現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会活動や経済が大きな影響を受けています。町内でも感染症の陽性が確認されております。この困難を乗り越えるためには、国民が協力し、一丸となって、共通認識のもと取り組んでいく必要があると考えています。

町では、「寄居町新型コロナウイルス感染症対策本部」を立ち上げ、国や県からの情報を取りまとめ、外出自粛要請など、町民の皆さまに周知させていただくとともに、感染拡大防止対策として、町有施設の休館や、職員の勤務体制の見直し等、さまざまな対応を行っております。町民の皆さまには、ご不便をおかけしておりますが、ご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

今月号では、現時点で利用できる各種支援制度などについてお知らせします。今後、新たな支援制度等が創設された際には、速やかにお知らせさせていただきますので、今後も、皆さまのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

寄居町長 花輪 利一郎

## 役場窓口における証明書交付等の手続きについて

－新型コロナウイルスまん延防止のためお願い－

月曜日や金曜日、連休が明けた日等の混雑が見込まれる日の役場への来庁をなるべく避けていただくとともに、郵送申請が可能な手続きもありますので、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のためご協力をお願いします。郵送申請の詳細は各課へお問い合わせください。



▲飛沫感染防止のため庁舎窓口にはビニールシートを設置しました。

☎ ①～⑧ 町民課 ☎ 581・2121内線103)

☎ ⑨～⑰ 税務課 ☎ 581・2121内線151)

### ▶ 郵送で申請できる証明書等

- |                    |                         |
|--------------------|-------------------------|
| ① 戸籍謄抄本            | ⑨ 所得証明書                 |
| ② 除籍謄抄本            | ⑩ 所得証明書（児童手当用）          |
| ③ 改製原戸籍謄抄本         | ⑪ 町県民税課税台帳記載事項証明書（課税証明） |
| ④ 戸籍の附票            | ⑫ 非課税証明書                |
| ⑤ 身分証明書            | ⑬ 納税証明書                 |
| ⑥ 独身証明書            | ⑭ 完納証明書                 |
| ⑦ 住民票              | ⑮ 評価証明書                 |
| ⑧ 転出証明書（転出にかかる異動届） | ⑯ 公租公課証明書               |
|                    | ⑰ 名寄帳兼課税台帳              |

### ▶ マイナンバーカードによるコンビニ交付

マイナンバーカードをお持ちの方で、利用者証明用電子証明書がご利用できる方は、住民票等がコンビニエンスストア等で取得できます。詳しくは「コンビニ交付」のホームページをご覧ください。



▲コンビニ交付HP